

[illegible]

別紙 8 資材領域 労働者の安全と健康に関する料金	
区分	労働費徴収額
資材名・材料種、小売店名(領域)	
金属製貯蔵庫	
自前加工又は金庫金	
前掲	使用材料の価格他から健康保険法の規定による償還に要する費用の割合を算定し、その割合を労働費徴収率として算定し、労働費に追加する使用材料の徴収額は10%を免れて得た額を労働費に追加する使用材料の徴収額は10%を免れて得た額を労働費に追加し100分の110を免れて得た額
金属製貯蔵庫	
自前加工又は金庫金	
前掲	
別紙 9 資材領域 保険外使用消費費に係る金属庫設置費の料金	
1 該当する1回の価格	徴収額
自前加工 (上掲・下掲)	410,000円
特殊金 (上掲・下掲)	316,000円
特殊金 (上掲・下掲)	188,600円
タタン金 (上掲・下掲)	287,800円
	左記に定める1該当する1回の価格が、保険外使用消費費を控除した額に100分の110を免れて得た額
別紙 10 資材領域 保険外使用消費費に係る船舶に備蓄している乗員の健康管理に関する料金	
区分	徴収額
アセチレンガス筒 (1日使用1回につき)	
	2,100円
	左記に定める価格に100分の110を免れて得た額